

宇治田原町管理不全空家等除却支援事業補助金 Q & A

R6.2 第3版

1. 対象となる空家等について

Q1 この制度を利用できる空家の条件は何ですか？

A1 宇治田原町内に存する個人が所有する空家等で、居住その他使用がなされていない状態が概ね1年以上経過しており、立入調査、外観目視調査などにより、不良住宅又は特定空家等・要観察空家等と判断された建物であることが条件です。詳細については役場窓口でご確認ください。

Q2 建物に抵当権等の所有権以外の権利が設定されている場合は補助の対象となりますか？

A2 権利者全員に除却について同意してもらえれば申請できます。除却に係る同意書を権利者全員から集め、申請書に添付して提出してください。

2. 対象者・申請者について

Q1 空家の所有者が死亡している場合、相続人はどのような手続が必要ですか？

A1 相続人が手続する場合は、相続人全員の同意が必要です。法務局で法定相続情報一覧図の写しを発行してもらい、相続人全員の同意書を添えて申請してください。

Q2 所有者が遠方で高齢のため、所有者から委任を受けた者が補助金の申請者になれるか？

A2 なりません。「申請者」となれるのは、所有者もしくはその相続人又はそれらの者から同意を得た敷地の所有者となります。なお、申請者から委任を受けた者が申請の手続を行うことはできます。

Q3 空家を2人で共有しているのに、連名で申請していいですか？

A3 連名での申請はできません。よく話し合って申請者を決めてください。また、申請の際にはもう一人からの除却についての同意書が必要となります。

3. 対象となる除却工事について

Q1 すでに除却工事が終わっている又は除却の工事中は、補助の対象となりますか？

A1 対象となりません。工事に着手をする前に補助金交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。

Q2 空家の一部を除却する工事でも、補助の対象となりますか？

A2 部分的に除却する工事は対象となりません。空家の全体を除却して更地にする工事を対象としています。

Q3 空家の除却と合わせて行う、ブロック塀や樹木の撤去工事は補助の対象となりますか？

A3 対象となります。ただし、空家の除却を伴わない、ブロック塀や樹木のための撤去は対象となりません。

4. 除却工事業者について

Q1 除却工事業者は、町が指定する業者でなくて良いですか？

A1 町内の施工業者であれば、町の指定はありません。ただし、除却工事を行う業者は、建設業法の許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）を受けた者又は建設リサイクル法の解体工事業の登録を受けた者、もしくは建設業法等の一部を改正する法律の規定により引き続き解体工事業に該当する営業を営む者で、町内に事業所を有する個人事業主又は町内に本店もしくは事業所を有する法人に限ります。

Q2 どの業者に頼んだらよいかわかりません。業者を教えてください。

A2 おそれいりますが、町が特定の業者をご紹介することはできません。（なお、町「空家バンク」登録の宅建業者のご紹介は可能ですので、ご相談ください。）

Q3 申請時の見積書は町内の営業所が作成し、事業完了時の領収書は町外の本店が発行したのようになりますが補助対象になりますか？

A3 対象になりません。対象になるには見積書と領収書に記載されている業者の住所地と業者名が同じことが条件です。

5. 補助金の額について

Q1 補助金の上限はいくらですか？

A1 「不良住宅」に該当する場合、対象となる解体工事費と国の定める標準除却費のいずれか少ない方の額の4/5が対象となり、上限は40万円となります。また、「特定空家等」又は「要観察空家等」に該当する場合、対象となる解体工事費と国の定める除却費のいずれか少ない方の額の2/5が対象となり、上限は20万円となります。なお、千円未満の端数があるときは切り捨てた額が補助金額となります。

※ 町の予算の範囲内での交付となります。また、「不良住宅」「特定空家等」等の定義など詳しくは、お問い合わせください。

Q2 同じ敷地内に2軒の空家を所有しています。この場合、補助金は2軒分もらうことはできますか？

A2 できません。本補助金は空家1軒ごとに除却費用の一部を補助するものではなく、対象者1人につき1回を限度に補助するものであるため、2軒の空家を同時に除却しても、上記に記載しました補助金額が上限となります。

Q3 工事の途中で内容や金額に変更があった場合は、どうしたらよいですか？

A3 速やかに町の担当者へ相談してください。その後の手続として、補助金交付変更申請をしていただくことになります。

6. 申請について

Q1 どこで申請書を入手することができますか？

A1 役場2階のまちづくり推進課で配布しています。また、町のホームページからも様式等をダウンロードできます。

Q2 郵送でも申請書を受け付けますか？

A2 原則として、窓口を持参していただくこととしております。なお、申請者から委任を受けた者が手続の代行をすることはできません。

Q3 いつまでに解体を終わらせなければならないのですか？

A3 町からの交付決定後、申請年度の2月末を目途に解体工事を終了し、完了報告書の提出をお願いします。

なお、申請は1回に限っており、同一申請者による次回の申請はできません。

7. その他

Q1 業者を選ぶ際に、何か注意することはありますか？

A1 工事費が適正であるか確認をするため、なるべく複数の業者から見積を取ることをおすすめします。

Q2 他の補助金との併用はできますか？

A2 他制度等による除却に係る補助金の交付を受ける場合、又は公共事業等の補償対象となっている場合は、補助金交付の対象となりません。

Q3 支援事業完了後はどのようにすればよいのですか？

A3 対象者は、除却後の跡地に雑草の繁茂や廃棄物の投棄がないよう適正に管理してください。なお、空家等が不良住宅に該当する場合、支援事業完了後の財産処分、売買等を行っても問題ありませんが、次の所有者に跡地管理を引き継ぐようにしてください。

お問い合わせ 宇治田原町役場 まちづくり推進課 ☎0774-88-6616